

第4期 転入定住促進アクションプログラム

実施期間：令和6～8年度

住みたい 住んでよかった
ともにつくる
“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち

目 次

1. これまでの取組と経過	1 ～ 2
2. 成果と課題	3 ～ 1 1
2 - 1. 社会増減数のデータ分析について	3 ～ 7
2 - 2. 日本の将来推計人口（令和5年推計）について	8
2 - 3. 期間限定の転入定住促進策の効果検証	9 ～ 1 1
3. 行動計画	1 2 ～ 1 5
3 - 1. 計画期間	1 2
3 - 2. 方向性	1 2
3 - 3. 目標設定	1 2
3 - 4. アクション項目	1 3 ～ 1 5

1. これまでの取組と経過

本町ではこれまで、子育て・教育施策の充実をはじめ、安全・安心なまちづくりや豊かな自然環境といった本町の魅力を維持・拡充するとともに、子育て世代を中心とした若年世代に対する効果的なプロモーションにより、転入定住促進に取り組んできた。

また、第1期プログラム期間中の平成25年度から平成27年度までの3年間（※一部、平成28年度までの4年間）においては、「新築住宅の固定資産税課税免除」をはじめとした7つの期間限定の転入定住促進策を、第2期（平成30年度から令和2年度まで）、第3期（令和3年度から令和5年度まで）の各期間においては、「3世代近居等支援」と「社宅誘致支援」による2つの期間限定の転入定住促進策を実施してきた。

転入定住促進アクションプログラム期間における本町の人口推移

(単位：人)

A P 期 間	第 1 期						第 2 期			第 3 期		
年 (平成・令和)	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
年総人末口	44,613	44,450	44,338	44,118	44,034	43,927	43,773	43,671	43,407	43,154	43,013	42,854
対前年増減	40	▲163	▲112	▲220	▲84	▲107	▲154	▲102	▲264	▲253	▲141	▲159
社会増減数	61	▲76	30	▲133	▲34	▲63	▲107	▲38	▲144	▲52	37	▲8
社会増減率	0.14	▲0.17	0.07	▲0.30	▲0.08	▲0.14	▲0.24	▲0.09	▲0.33	▲0.12	0.09	▲0.02

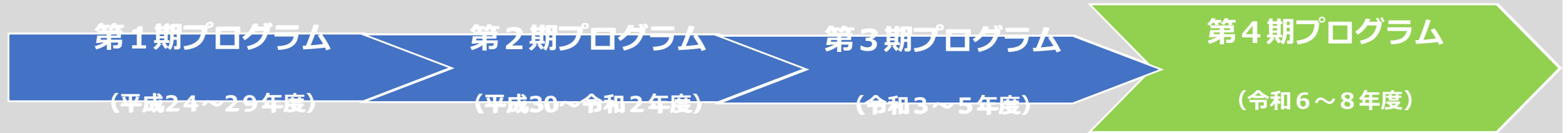
※平成24年～30年の社会増減数・率は、日本人移動者のみ。

出典：熊取町人口世帯数調

※社会増減率は、（社会増減数）／（年末総人口）×100で算出。

1. これまでの取組と経過

転入定住促進アクションプログラム



定住魅力のあるまちづくり施策（本町の魅力や強みを維持・拡充する主な取組）

子育て

- ・保育料の第2子無償化
- ・家事や育児支援のための産前産後ヘルパー派遣事業
- ・子ども医療費助成は、18歳到達年度末まで
- ・助産師による妊娠8か月頃の電話相談・8か月児訪問
- ・保険適用の有無にかかわらず不妊・不育治療費助成を実施
- ・熊取町子育て支援アプリ「くまっ子ナビ」で情報発信、相談申込も可

教育

- ・全小中学校に外国人英語指導助手(ALT)を配置
- ・全小中学校に子どもや家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを合計8名配置
- ・全小中学校ごとに単独調理による“できたて”の学校給食を実施
- ・全小中学校に25mの学校プールを設置

安全・安心

- ・「安全パトロール隊(KSP隊)」による青色防犯パトロールを実施
- ・「子ども見まもり隊」をはじめ、地域のさまざまな団体による子ども見まもり活動
- ・通学路等に防犯カメラを計150台設置（令和6年4月時点）
- ・通学路等の路側帯のカラー化

自然・文化等

- ・町立図書館には絵本6万冊を含む児童書14万冊の蔵書(全38万冊を蔵書)
- ・永楽ゆめの森公園をはじめ、町内には115か所の公園あり
- ・本格的な舞台設備と音響性能を備えた文化ホールの新設や、あらゆる世代が多様な活動に利用できる公民館の整備
- ・奥山雨山自然公園や野外活動ふれあい広場など、豊かな自然環境を活かした施設の整備

転入期間限定策

- 【第1期プログラム】**
- ・新築住宅の固定資産税免除
 - ・中古住宅取得費補助
 - ・住宅リフォーム費補助（※）
 - ・木造住宅耐震改修費補助（※）
 - ・住宅用太陽光発電システム設置費補助 など、計7つの取組を実施。

- 【第2期プログラム】**
- ・三世代近居同居等支援（固定資産税免除方式）
 - ・社宅誘致支援

- 【第3期プログラム】**
- ・三世代近居同居等支援（補助金交付方式）
 - ・社宅誘致支援（要件を一部緩和）

- 【第4期プログラム】**
- ・三世代近居同居等支援
 - ・社宅誘致支援

2. 成果と課題

2-1. 社会増減数のデータ分析について

本町の特徴

- ▶ 0歳から19歳、30歳から39歳の年齢層においては転入超過傾向。
- ▶ 20歳から29歳までは転出超過傾向。とくに就職期層（20歳から24歳まで）を中心とした若年世代が転出超過。

- ▶ アクションプログラムに基づく転入定住促進施策を継続して進めてきたことにより、岸和田以南5市3町における社会増減数は上位を堅持しているなど、一定の成果が表れている。
- ▶ 本町がアクションプログラムにおいてメインターゲットとしている20歳から39歳までの年齢層のうち、30歳から39歳までの年齢層に限ると、令和3年から5年にわたり3年連続で転入超過を達成している。
- ▶ 0歳から4歳までの年齢層においても3年連続で転入超過となっており、人口減少社会においても着実に子育て世帯の新たな流入に結び付けられていることから、本町の子育て・教育のまちづくりが支持されているものと考えられる。

第3期プログラム期間における本町の転入超過数

(単位：人)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	総数
令和5年 (2023)	72	7	5	35	▲166	▲63	35	9	58	▲8
令和4年 (2022)	55	8	2	35	▲122	▲36	22	20	53	37
令和3年 (2021)	64	16	7	16	▲178	▲42	25	13	27	▲52

※ ▲は転出超過。

出典：総務省住民基本台帳人口移動報告

(1) 各年齢層における社会増減の特徴・要因

■① 20歳から24歳の年齢層

- ▶令和3年から5年にわたり3年連続で転出超過となっている。全年齢層の中で転出超過が最多の年齢層となっている。
- ▶転出者数650人のうち、大阪市や東京都といった都市部に加え、大阪府外への転出者が429人（66%）を占めており、就職等によるライフステージの変化による人口移動が中心となっていると考えられる。

第3期プログラム期間における本町の転入・転出状況 (令和3年(2021年)～令和4年(2022年)の計)

※令和5年(2023年)の市町村別転入元・転出先データは、
本プログラム作成時点では未公表。

■主な転入元

- ▶近畿圏外 104人(うち、東京都8人)
- ▶近畿圏内 64人(うち、兵庫県24人)
- ▶その他の府内 62人

■主な転出先

- ▶近畿圏外 221人(うち、東京都60人)
- ▶大阪市 104人
- ▶近畿圏内 104人(うち、兵庫県43人)

※移動者数が多い上位3エリアを抽出。

(単位：人)

	転入数	転出数	社会増減数
大阪府内	182	325	▲143
大阪市	34	104	▲70
堺市	14	22	▲8
岸和田市	15	31	▲16
貝塚市	21	24	▲3
泉佐野市	36	53	▲17
その他の府内	62	91	▲29
大阪府外	168	325	▲157
近畿1府5県(大阪府除く)	64	104	▲40
☆うち 兵庫県	24	43	▲19
近畿1府5県以外(大阪府除く)	104	221	▲117
☆うち 東京都	8	60	▲52
合計	350	650	▲300

出典：総務省住民基本台帳人口移動報告

(1) 各年齢層における社会増減の特徴・要因

■② 25歳から29歳の年齢層

- ▶令和3年から5年にわたり3年連続で転出超過となっている。
- ▶この年齢層と20から24歳の年齢層とを比較すると、転入者数に大きな変化はないが、転出者数が大幅に減少しており、特に大阪府外への転出者数が325人から137人と減少している。

第3期プログラム期間における本町の転入・転出状況 (令和3年(2021年)～令和4年(2022年)の計)

※令和5年(2023年)の市町村別転入元・転出先データは、
本プログラム作成時点では未公表。

■主な転入元

- ▶近畿圏外 76人(うち、東京都17人)
- ▶その他の府内 62人
- ▶泉佐野市 59人

■主な転出先

- ▶近畿圏外 98人(うち、東京都27人)
- ▶大阪市 82人
- ▶その他の府内 76人

※移動者数が多い上位3エリアを抽出。

(単位：人)

	転入数	転出数	社会増減数
大阪府内	248	316	▲68
大阪市	35	82	▲47
堺市	23	48	▲25
岸和田市	28	38	▲10
貝塚市	41	27	14
泉佐野市	59	45	14
その他の府内	62	76	▲14
大阪府外	127	137	▲10
近畿1府5県(大阪府除く)	51	39	12
☆うち 兵庫県	28	11	17
近畿1府5県以外(大阪府除く)	76	98	▲22
☆うち 東京都	17	27	▲10
合計	375	453	▲78

出典：総務省住民基本台帳人口移動報告

(1) 各年齢層における社会増減の特徴・要因

■③30歳から34歳の年齢層

- ▶令和3年から5年にわたり3年連続で転入超過となっている。
- ▶岸和田市や貝塚市をはじめとする近隣自治体からの転入者が多いことから、結婚や住宅購入を機に、泉州地域の中で本町が転入先として選ばれていると考えられる。

第3期プログラム期間における本町の転入・転出状況 (令和3年(2021年)～令和4年(2022年)の計)

※令和5年(2023年)の市町村別転入元・転出先データは、
本プログラム作成時点では未公表。

■主な転入元

- ▶その他の府内 71人
- ▶近畿圏外 45人(うち、東京都12人)
- ▶泉佐野市 45人

■主な転出先

- ▶その他の府内 55人
- ▶近畿圏外 45人(うち、東京都12人)
- ▶近畿圏内 41人(うち、兵庫県15人)

※移動者数が多い上位3エリアを抽出。

(単位：人)

	転入数	転出数	社会増減数
大阪府内	232	182	50
大阪市	28	37	▲9
堺市	25	22	3
岸和田市	31	12	19
貝塚市	32	19	13
泉佐野市	45	37	8
その他の府内	71	55	16
大阪府外	83	86	▲3
近畿1府5県(大阪府除く)	38	41	▲3
☆うち 兵庫県	13	15	▲2
近畿1府5県以外(大阪府除く)	45	45	0
☆うち 東京都	12	12	0
合計	315	268	47

出典：総務省住民基本台帳人口移動報告

(1) 各年齢層における社会増減の特徴・要因

■④ 35歳から39歳の年齢層

- ▶令和3年から5年にわたり3年連続で転入超過となっている。
- ▶岸和田市や貝塚市をはじめとする近隣自治体からの転入者が多いことから、30歳から34歳の年齢層と同様、結婚や住宅購入を機に、泉州地域の中で本町が転入先として選ばれていると考えられる。

第3期プログラム期間における本町の転入・転出状況 (令和3年(2021年)～令和4年(2022年)の計)

※令和5年(2023年)の市町村別転入元・転出先データは、
本プログラム作成時点では未公表。

■主な転入元

- ▶その他の大阪府内 45人
- ▶泉佐野市 37人
- ▶貝塚市 26人

■主な転出先

- ▶泉佐野市 34人
- ▶その他の府内 33人
- ▶近畿圏外 23人(うち、東京都9人)

※移動者数が多い上位3エリアを抽出。

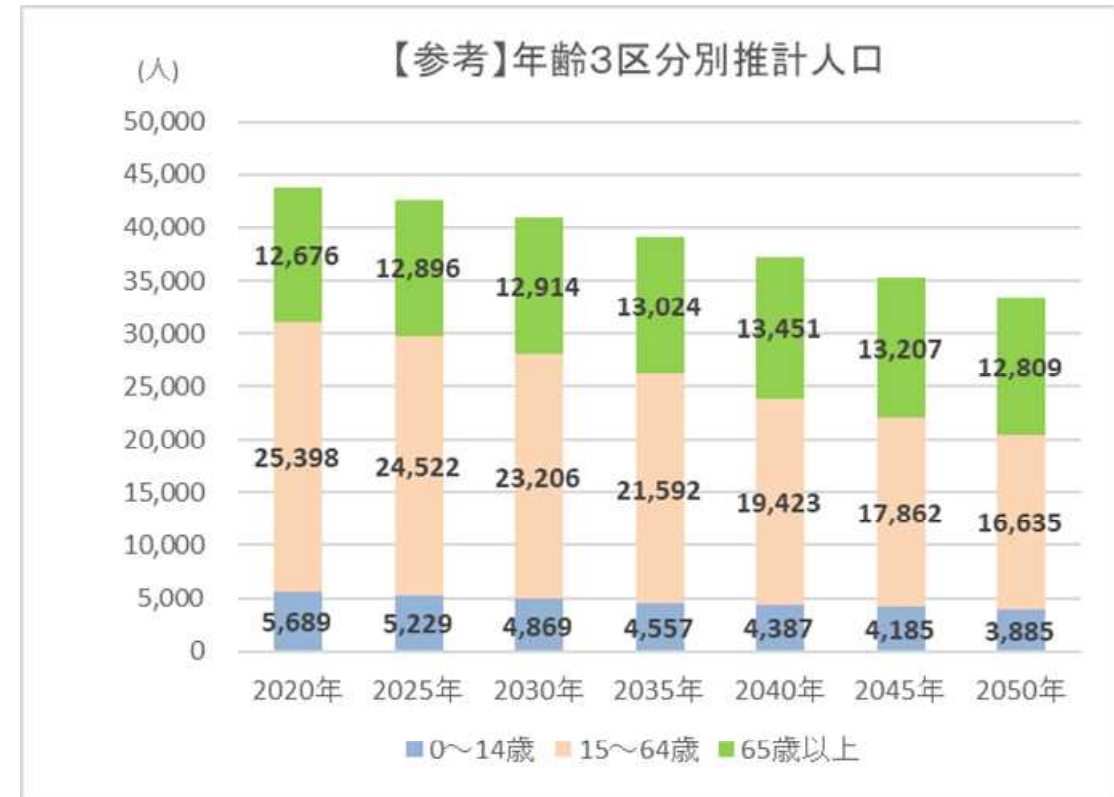
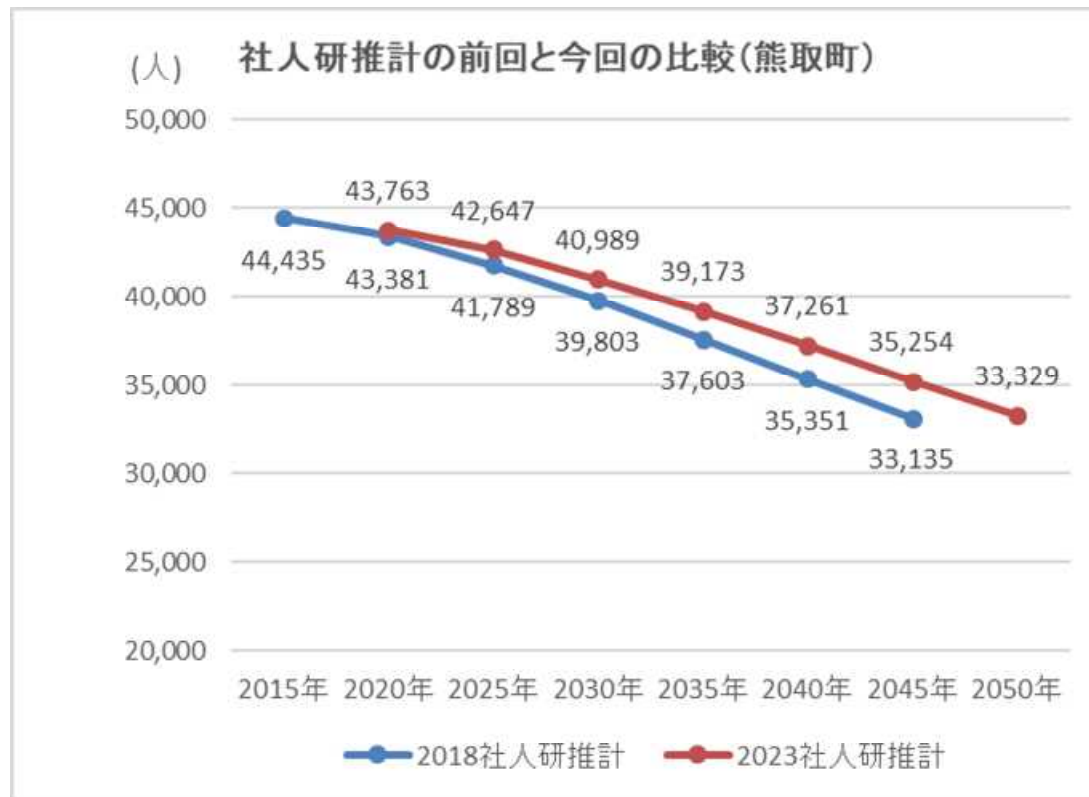
(単位：人)

	転入数	転出数	社会増減数
大阪府内	153	112	41
大阪市	16	21	▲5
堺市	13	5	8
岸和田市	16	13	3
貝塚市	26	6	20
泉佐野市	37	34	3
その他の府内	45	33	12
大阪府外	36	44	▲8
近畿1府5県(大阪府除く)	16	21	▲5
☆うち 兵庫県	7	6	1
近畿1府5県以外(大阪府除く)	20	23	▲3
☆うち 東京都	4	9	▲5
合計	189	156	33

出典：総務省住民基本台帳人口移動報告

2. 成果と課題

2-2. 日本の将来推計人口（令和5年推計）について



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、本町の人口は、2050年には33,329人となり、2020年の43,763人を基準とした場合、約1万人（約24%）減少すると推計されている。

なお、2018年公表結果では、2045年には33,135人と推計されていたが、今回公表結果では2,119人の上方修正が加えられ、35,254人となり、人口減少のペースは緩やかになっている。

このことから、これまでアクションプログラムに基づき継続して取り組んできた転入定住促進施策の成果が当該推計結果においても一定反映されているものと考えられる。

(1) 3世代近居等支援制度

①制度概要

- ▶ 3世代近居等の形成を支援することにより、生産年齢人口（15～64歳）の中でも、子育て世代と想定する年齢層（25～39歳）を中心とした転入定住を促すもの。併せて、高齢者の孤立防止や近居等による子育てしやすい環境づくりに寄与することを目的に実施してきた。
- ▶ 親世代と町内で近居等することを条件として、新築住宅または中古住宅を取得（中古住宅の取得においては贈与及び相続を除く。）した場合に、当該取得費用の一部（上限10万円）を補助するもの。
- ▶ 第2期プログラムまでは固定資産税免除方式により実施していたが、第3期プログラムからは補助金交付方式により実施している。

「3世代近居等支援」の申請実績

(単位：件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
申請件数	93	120	83	59	55	410
転入件数	42	47	32	23	21	165
町内転居件数	51	73	51	36	34	245

②制度の効果検証について（アンケート結果の分析）

- 制度活用実績は、令和3年度59件、令和4年度55件。
- 令和3年度及び4年度に3世代近居等支援補助金の対象者114件のうち、アンケート回収件数は79件、回収率は約69%。

▶対象者の年齢層としては30歳代が最も多く、また、子どもがいる世帯が80%を超えている。

▶住宅取得前に制度を知っていたと回答した割合が17%、この制度が転入定住の重要な要因になったと回答した割合は12%に留まっている。

▶住宅取得にあたり熊取町以外の地域を検討したと回答した割合が29%で、検討した主な地域としては、貝塚市・泉佐野市・岸和田市・和泉市となっており、泉州地域を中心に居住地を検討する傾向がうかがえる。

▶本町で住宅を取得した主な理由として、「親族と同居・近居するため」「熊取町に住んだことがある」「子育て・教育環境が良いため」「良い条件の物件があった（地価が安かった）」との回答が上位を占めた。

これらの結果から、親族との同居・近居や住み慣れた地域での生活を求める傾向が強いことがわかる。加えて、比較的地価が安く、子育て・教育環境の良さから本町が選択されているものと考えられる。

アンケート項目	回答内容
対象者の年齢（n=78）	・20歳代 24% ・30歳代 46% ・40歳以上 30%
子どもの有無（n=75）	・いる 84% ・いない 16%
住宅取得前に当該制度を知っていたか（n=78）	・知っていた 17% ・それ以降に知った 83%
制度の存在が転入定住の重要な要因になったか（n=75）	・なった 12% ・ならなかった 88%
住宅取得にあたり熊取町以外の地域を検討したか（n=77）	・検討した 29% ・検討しなかった 71% ※検討したと回答があった地域の上位3自治体 ①貝塚市 ②泉佐野市 ③岸和田市・和泉市
本町で住宅を取得した理由（※上位の回答のみを抽出）	①親族と同居・近居するため ②熊取町に住んだことがある ③子育て・教育環境が良いため ④良い条件の物件があった（地価が安かった）

(2) 社宅誘致支援制度

① 制度概要

- ▶ 町内に従業員の居住を目的として住居を新たに取得した法人に対して、その費用の一部を補助することで、生産年齢人口（15～64 歳）の中でも特に就職期層（20～24 歳）を中心とした若年世代の転入定住を促すことを目的とする。
- ▶ 補助額は入居戸数1戸につき、15万円。入居戸数は1戸から対象（令和3年度に要件緩和）。補助限度額は1法人につき300万円。

② 制度の効果検証について

平成30年度から令和4年度までの交付決定件数が3件（10戸）のみにとどまっており、転入定住効果は限定的なものとなっている。

ただし、令和2年度から4年度においては、新型コロナウイルス感染症流行期間が重なっていたことが、制度活用が低調であった一因として考えられる。

「社宅誘致支援」の申請実績 (単位：件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	合計
申請件数	1	1	0	0	1	2	5
申請戸数	6	3	0	0	1	2	12

3. 行動計画

3-1. 計画期間

第4期転入定住促進アクションプログラム（以下「第4期プログラム」という。）の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

3-2. 方向性

第4期プログラムについては、今後もこれまで積み上げてきた子育て・教育施策の充実をはじめ、安全・安心なまちづくりや豊かな自然環境といった本町の魅力を維持・拡充するとともに、加えて、期間限定の転入定住促進策に併せて取り組むことにより、20歳から30歳代の若年世代を中心とした転入定住を促進させ、ひいては、「社会増減数の増加」につなげる。

ただし、人口減少社会において人口増加もしくは人口減少の緩和は決して容易ではなく、そうした状況下における期間限定の転入定住策の実施は、自治体間の過度な競争を招き、周辺地域全体の財政負担を強いる側面があることから、一定の成果を継続している本町においては、前述のとおり本町の魅力や強みの発信による転入定住促進を前提として、期間限定の転入定住策の実施にあたっては、極力財政負担が少なく、より効果的で発信力のある取組などを厳選して実施していくことを基本とする。

3-3. 目標設定

第4期プログラムにおいては、これまでと同様『20歳から30歳代の若年世代を中心とした人口の増加もしくは確保により、生産年齢人口の減少を鈍化させること』を第1の目標とする。

また、これまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策や住環境、自然環境など本町の強みを引き続きPRすることで、転出の抑制、転入者の増加による『社会増減数の増加』を第2の目標とする。

3. 行動計画

3-4. アクション項目

	施 策 名	実 施 期 間
1	3世代近居等支援	令和6年度～8年度
2	社宅誘致支援	令和6年度～8年度

上記のアクション項目のうち、「3世代近居等支援」については、第2・3期プログラム期間中において短期集中的に取り組んできた。今回のアンケート結果では「制度の存在が転入定住の重要な要因にはならなかった」との回答が多くを占めたが、他方、本町で住宅を取得した理由として「親族と近居・同居をするため」という回答が最多となった。

このことから、親族同士の近居等により高齢者の孤立を防ぐとともに子育てし易い環境づくりを図り、もって地域の活性化と魅力あるまちづくりを実現することを目的とする当該制度については、本町の転入定住促進策としてだけでなく、子育て世帯や高齢世帯の安心な住環境を整備する施策として、引き続き令和6年度から令和8年度までの3年間に取り組んでいくこととする。

次に、「社宅誘致支援」については、新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けが5類に移行した令和5年以降、関西国際空港をはじめとする関空・りんくうエリアの企業に従事する若年世代が、関空に隣接する自治体へ流入する動きも見られ、当該施策については一定の需要を見込むことが可能であると考えられるため、積極的な活用に向けて引き続き取り組んでいくこととする。

3. 行動計画

■アクション項目1 「三世代近居同居等支援」

【目 的】

3世代近居等の形成を支援することにより、生産年齢人口（15～64歳）の中でも、子育て世代と想定する年齢層（25～39歳）を中心とした転入定住を促す。併せて、高齢者の孤立防止や子育てしやすい環境づくりに寄与する。

【概 要】

親世代と町内で近居等することを条件として、新築住宅もしくは中古住宅を取得（中古住宅の取得において、贈与及び相続を除く。）した場合に、当該取得費用の一部を補助する。

【取組内容】

○対象住宅の要件

令和6年1月2日から令和9年1月1日までの3年間に、新築した住宅もしくは取得した中古住宅（贈与又は相続による取得は不可）。

- ・床面積が50㎡以上。
- ・対象者の自己所有（共有可）。
- ・併用住宅は可だが他の要件を満たすこと。

○対象者の要件

以下の全てに該当する者

- ・3世代近居等をする子、孫又は親が、対象住宅を所有する納税義務者であること。
- ・3世代近居等をする子、孫及び親が、基準日（住宅を取得した日の属する年の翌年の1月1日）において、本町の住民基本台帳に記載されていること。
- ・3世代近居等をする子世帯が、中学生以下の子を扶養する世帯、もしくは、夫婦いずれもが40歳以下である世帯であること。

○補助金額

10万円（一律1回）。

【実施期間】 令和6年度から令和8年度までの3年間

【所 管 課】 企画財政経営課

3. 行動計画

■アクション項目2 「社宅誘致支援」

【目 的】

町内への社宅設置に係る費用を支援することにより、生産年齢人口（15～64歳）の中でも、特に就職期層（20～24歳）を中心とした若年世代の転入定住を促す。

【概 要】

町内に従業員の居住を目的とした住居を新たに所有又は賃借した法人に対して、その費用の一部を以下のとおり補助する（各補助対象者毎に1回限り）。

【取組内容】

○補助対象者の要件

- ① 法人格を有する団体であること（国、地方自治体及びその関係機関を除く）。
- ② 国税、及び、事業所等が所在する地方自治体において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- ③ その他、別途定める欠格事項に該当しないこと（民事再生法、会社更生法、破産法、破壊活動防止法、暴力団排除条例、入札参加資格停止要綱などに関する事項）。

○社宅等の要件

- ① 補助対象者が対象期間（1月～12月末）において新たに所有又は賃借すること。
- ② 社宅等を確保（1戸以上）すること。
- ③ 住民税の特別徴収義務者となる従業員が、当該社宅に住民税の基準日である1月1日において住民登録し、かつ、居住していること。

○対象経費

＜所有の場合＞

施設の維持管理に要する費用（電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等）。
※資産取得に要する費用、租税公課は除く。

＜賃借の場合＞

賃借に要する費用（家賃、共益費等）。
※保証金は除く。

＜共通事項＞

入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料等）。

○補助金額

入居戸数1戸につき、15万円（上限）。
※ 補助限度額は1法人につき300万円。

【実施期間】 令和6年度から8年度までの3年間

【所 管 課】 企画財政経営課